

広島文化学園大学大学院学則

第1章 総則

（大学院の目的）

第1条 広島文化学園大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、広島文化学園の建学の精神である「究理実践」に基づき「対話の教育」を推し進め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、更に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

（目標達成と評価）

第2条 本学大学院は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学大学院は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた認証評価機構による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

（教育内容等の改善）

第3条 本学大学院は、授業内容及びその方法の改善のための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

第2章 課程，研究科等，收容定員，目的及び修業年限

（課程）

第4条 本学大学院に、博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程は、前期の課程（以下「前期課程」という。）及び後期の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、修士課程として取り扱う。

（研究科及び専攻の目的並びに收容定員）

第5条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置き、その收容定員は、次のとおりとする。

看護学研究科	看護学専攻		
前期課程	入学定員	8名	
	收容定員	16名	
後期課程	入学定員	3名	
	收容定員	9名	
教育学研究科	子ども学専攻		
前期課程	入学定員	8名	
	收容定員	16名	
後期課程	入学定員	3名	
	收容定員	9名	

2 本学大学院の設置する各研究科および専攻における教育研究の目的、人材の育成に関する目的については次の通りとする。

(1) 看護学研究科

1) 博士前期課程

看護学研究科博士前期課程では、看護の知識・技術を基盤に、看護学における学識を深め、看護の問題解決や改善に取り組める科学的思考力と臨床志向型研究能力を養い、倫理感の高い看護実践のリーダー・管理者・教育者としての能力を育成する。

2) 博士後期課程

高度に専門的な業務に従事する高い学識・行動力・倫理観を持って、健康ニーズに対して臨床志向型研究に取り組む。研究と実践の循環的發展を試み、看護学を実践科学として発展させる自立した研究者としての能力、及び教育能力を持ち、看護の実践・教育の向上に寄与できる高度な看護人材を育成する。

(2) 教育学研究科

1) 博士前期課程

教職に対する使命感、責任感、教育的愛情に裏づけられた専門職としての高度な知識・技能の修得や、職場や地域社会の多様な組織等と連携・協働できる総合的な人間力を備え、教育者の養成に対する社会的な要請に応えうる人材を育成する。

2) 博士後期課程

教育実践の中から知見を見出し、それを理論仮説へと展開し、さらに実践、仮説検証を行うといった実践と理論の往還をなすうる、高度な教育実践研究を志向できる研究者、指導的教員の養成を目指すものである。

(修業年限及び在学年限)

第6条 博士課程の標準修業年限は5年とし、前期課程の修業年限は2年、後期課程の修業年限は、3年とする。

2 在学期間は、前期課程は4年を、後期課程は6年を超えることはできない。

3 前項の規定にかかわらず、前期課程につき在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、研究科委員会において学生の研究意欲等を総合的に判断し、その在学については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

4 長期履修学生については、別に定める。

第3章 学年、学期及び休日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 本学大学院における休業日は、次のとおりとする。

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日 4月1日から4月5日まで

夏季休業日 8月11日から9月20日まで

冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

学年末休業日 2月21日から 3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。
- 3 学長が必要と認めた場合は、休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学等

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

- 2 前項のほか、必要と認めた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第11条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学大学院において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者。
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者。
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
 - (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
 - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年以上の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
 - (6) その他、本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- 2 後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学大学院において実施する入学者選抜試験に合格した者。

- (1) 修士の学位を有する者。
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者(大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究した者で、本学大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者)。
- (4) その他、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第12条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法及び書類等については、別に定める。

- 2 前項の規定は、第14条、第15条、第16条及び第17条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(転入学)

第14条 他の大学院から転入学を希望する者がいるときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうち、入学を学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

3 転入学について必要な事項は、別に定める。

(転研究科)

第15条 本学大学院の学生が在籍する研究科以外の研究科へ転研究科を希望する者があるときは、転研究科については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 転研究科について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 本学大学院を退学した者が再入学を希望するときは、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 再入学の許可については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(社会人入学)

第17条 社会人で本学大学院に入学を希望する者があるときには、定員の余裕がある場合、選考のうえ、入学を学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、許可することがある。

2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第18条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、正副2名の保証人を定め、本学大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 正副保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、正保証人は、保護者又はこれに準ず者とする。

4 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 学生の休学については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

3 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第21条 休学期間は、1年を超えることができない。但し、特別の理由があると認められた者は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条の在学年限に算入しない。

(復学)

第22条 次の各号の一に該当する者は、学長の許可を得て復学することができる。

(1) 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき

(2) 第26条第1項第3号の規定により除籍された者が、除籍の日の翌日から30日以内に授業料を納付したとき

(3) 行方不明者の所在が判明したとき

2 前項の学生の復学については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

(留学)

第23条 外国の大学院に留学を希望する者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 学生の留学は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、認めることができる。

(転学)

第24条 他の大学院への転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 転学の許可については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

(退学)

第25条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

2 退学の許可については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者の除籍については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

(1) 第6条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第17条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承認なく指定の期日に入学しない者

(3) 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(4) 長期間にわたって行方不明の者

(5) 死亡した者

2 前項各号で規定する除籍の手続き等については、別に定める。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第27条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第28条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業及び研究指導を行うことができる。

(教育課程及び履修方法)

第29条 授業科目及び単位数並びに履修方法は、[別表第1](#)、[別表第2](#)、[別表第3](#)、[別表第4](#)のとおりとする。

2 研究指導の内容については、専攻において定める。

3 長期履修学生については、別に定める。

(授業の方法)

第29条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修すべき科目の登録)

第30条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

2 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

3 長期履修学生が登録できる各学期あたりの単位数は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第31条 学長は本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。但し、その期間は1年を超えないものとする。

(入学前の履修単位等の認定)

第32条 学長は本学大学院が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 単位認定する科目は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち決定する。

(他の大学院における授業科目の履修)

第33条 学長は本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、第32条の認定単位と合わせて20単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとみなすことができる。

3 単位認定する科目は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち決定する。

(単位の認定)

第34条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者が定める。

(授業科目の評価)

第35条 授業科目の成績は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)をもって表し、可以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

100~90点 秀(S)、89~80点 優(A)、79~70点 良(B)、69~60点 可(C)、59~0点 不可(D)

3 評価基準の詳細は別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格)

第36条 看護学研究科及び教育学研究科において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の科目並びに単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各研究科が定める履修細則による。

第7章 修了及び学位

(修了の要件及び認定)

第37条 前期課程を修了するためには、当該課程に2年以上在学し、本学大学院所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験

に合格しなければならない。

2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の博士課程（後期を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。

第37条の2 看護学研究科後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、本学大学院看護学研究科所定の科目12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、第6条の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

2 教育学研究科後期課程を修了するためには、当該課程に3年以上在学し、本学大学院教育学研究科所定の科目14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、第6条の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められる者の在学期間に関しては、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

第37条の3 前4項の要件を満たした者について、学長は、所属する研究科委員会の意見を聴いたのち、認定の可否を決定する。

（学位の授与）

第38条 看護学研究科前期課程を修了した者に修士（看護学）の学位を授与し、後期課程を修了した者に博士（看護学）の学位を授与する。

2 教育学研究科前期課程を修了した者に修士（子ども学）の学位を授与し、後期課程を修了した者に博士（子ども学）の学位を授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格した者に授与する。

4 修士及び博士の学位の授与については、別に定める。

（学位論文、最終試験）

第39条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち決定する。

2 審査決定の方法は、別に定める。

第8章 検定料、入学金、授業料及びその他の費用

（検定料）

第40条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に入学検定料30,000円を添えて提出しなければならない。

2 転入学、再入学及び長期履修学生の場合の検定料についても、前項の規定を準用する。

（入学金）

第41条 本学大学院に入学を許可された者は、入学金として看護学研究科250,000円、教育学研究科250,000円を納付しなければならない。

2 広島文化学園大学看護学部を卒業した者が前期課程に入学する場合、広島文化学園大学学芸学部を卒業した者が前期課程に入学する場合の入学金及び前期課程を修了し後期課程に入学する場合の入学金は、別に定める。

- 3 入学金の納付期間は、合格発表の日から本学大学院の指定する入学手続完了日時までとする。
- 4 転入学及び再入学の場合の入学金についても、第1項及び第3項の規定を準用する。
- 5 長期履修学生は、入学金を3年間にまたがって分割納入し、各期の納入額は当該各欄に定めるとおりとする。

〔学園外大学からの入学金は、看護学研究科250,000円、教育学研究科250,000円とする〕

	看護学研究科	教育学研究科
納入時	納入額	納入額
1年次前期	43,000 (円)	43,000 (円)
1年次後期	43,000 (円)	43,000 (円)
2年次前期	41,000 (円)	41,000 (円)
2年次後期	41,000 (円)	41,000 (円)
3年次前期	41,000 (円)	41,000 (円)
3年次後期	41,000 (円)	41,000 (円)

納期は別に指定する。

(授業料)

第42条 授業料は、次に掲げる前期課程及び後期課程の区分に従い、当該授業料の欄に掲げる額とし、当該授業料の納入の区分、納入する金額及び納入する期間は、当該各欄に定めるとおりとする。

(1) 看護学研究科・教育学研究科(前期課程)

研究科	授業料 (円)	納期の区分, 金額, 期限			
		前 期		後 期	
		納入する額(円)	納入する期限	納入する額(円)	納入する期限
第1年次	年額 700,000	350,000	入学手続 完了日まで	350,000	10月25日まで
第2年次	年額 700,000	350,000	4月25日まで	350,000	

(2) 看護学研究科・教育学研究科(後期課程)

研究科	授業料 (円)	納期の区分, 金額, 期限			
		前 期		後 期	
		納入する額(円)	納入する期限	納入する額(円)	納入する期限
第1年次	年額 700,000	350,000	入学手続 完了日まで	350,000	10月25日まで
第2年次	年額 700,000	350,000	4月25日まで	350,000	
第3年次	年額 700,000	350,000		350,000	

- 2 前項の納入する時期の規定にかかわらず、転入学及び再入学の場合の授業料の納入する期間は、本学大学院の指定する手続完了日時までとする。
- 3 本学大学院において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定にかかわらず、月額分納又は延納を認めることがある。
- 4 長期履修学生の授業料等の納付方法等については別に定める。

(休学の場合の授業料)

第43条 休学した者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{月の全日数を休学した月数}}{12}$$

(退学等の場合の授業料)

第44条 退学若しくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。但し、授業料未納のため除籍された者の未納の授業料は、免除する。

(その他の費用)

第45条 入学金、授業料の他、実験実習費、その他教育に必要な費用を徴収することがある。

- 2 前項に規定する納付金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第46条 既納の授業料等納付金は、この学則又はこれに基づく規定に特別の定めがある場合を除くほか、理由の如何を問わず還付しない。

第9章 職員、運営組織及び研究科委員会

(教員組織)

第47条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院教員資格を有する本学教員をもって充てる。但し、必要がある場合には、兼務教員に担当させることができる。

(運営組織)

第48条 本学大学院に、看護学研究科長及び教育学研究科長（以下「研究科長」という。）を置き、大学院担当教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第49条 本学大学院に、看護学研究科委員会及び教育学研究科委員会（以下「各研究科委員会」という。）を置く。

- 2 各研究科委員会は、学長及び大学院担当の専任教授で組織する。但し、学長が認めるときは、大学院の授業・研究指導を担当又は分担する准教授、講師及び関係職員の出席を求めることができる。

- 3 各研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。なお、研究科長に支障があるときは、予め研究科長が指名した教授が議長となる。

(研究科委員会の審議事項等)

第50条 各研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了。
- (2) 学位の授与。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

- 2 研究科委員会は前項に規定するもののほか、教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 教育課程に関する事項。
 - (2) 試験及び学位論文審査に関する事項。
 - (3) 学則及び学位授与に関する学内諸規程等の事項。
 - (4) 学生の賞罰、転入学、転研究科、再入学、社会人入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍及びその他学生の在籍に関する事項。
 - (5) 大学院担当教員の選考（教育研究業績の審査）に関する事項。
 - (6) 授業料等延納及び分納に関する事項。
 - (7) 奨学金給付に関する事項。
 - (8) その他大学院に関する事項で学長が別に定めるもの。
- 3 前2項に規定するもののほか、研究科委員会は研究科委員会が置かれる組織の長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる当該組織の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 前1項第3号及び第2項第6号で学長が別に定める場合には、学長は研究科委員会の意見を聴くとともに、定めた事項については学長裁定により全教職員に公表する。
- 5 研究科委員会は、その定めることにより、専門委員会等の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。
- 6 審議した事項のうち、キャンパス運営に必要な事項は、広島文化学園大学・短期大学キャンパス運営協議会に報告しなければならない。

第10章 科目等履修生、研究生、特別聴講生及び外国人留学生

（科目等履修生、委託生及び研究生）

第51条 本学大学院に、科目等履修生及び研究生等を入学させることができる。

- 2 前項の入学は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。
- 3 前項に関する必要な事項は、別に定める。

（特別聴講生）

第52条 他の大学院との協議に基づき、当該大学院の学生に特別聴講生として授業科目の履修を、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、認めることができる。

- 2 前項の規定により履修を認められ、試験に合格したときは、その科目の履修証明を交付する。

（外国人留学生）

第53条 外国人で本学大学院に入学を希望する者は、選考のうえ、入学を、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰

（表彰）

第54条 学生として表彰に値する業績又は行為があったときは、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、表彰する。

（懲戒）

第55条 学生が本学大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、その者の懲戒については、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、決定する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

4 停学の期間は、在学年限に通算し、修業年限には通算しない。

5 学生の懲戒について必要な事項は、別に定める。

第12章 雑則

(学則の準用)

第56条 本学大学院に関する必要な事項は、この学則に定めるもののほか、[広島文化学園大学学則](#)及び広島文化学園大学の諸規程を準用する。

(学則の改正)

第57条 この学則の改正は、学長が研究科委員会の意見を聴いたのち、理事会が決定する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成12年4月1日から施行する。(一部改正)

3 (1) この学則は、平成13年4月1日から施行する。(一部改正)

(2) 平成12年度以前に入学した者で、平成13年3月31日現在在籍し、引き続き平成13年4月11日に在籍する者の改正後の規定の適用については、別に定める。

4 この学則は、平成14年4月1日から施行する。(一部改正)

5 この学則は、平成14年10月1日から施行する。(一部改正)

6 この学則は、平成15年4月1日から施行する。(一部改正)

7 この学則は、平成16年4月1日から施行する。(一部改正)

8 この学則は、平成18年4月1日から施行する。(一部改正)

9 この学則は、平成19年4月1日から施行する。(一部改正)

10 この学則は、平成20年4月1日から施行する。(一部改正)

11 この学則は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正)

12 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

13 この学則は、平成23年4月1日から施行する。(一部改正)

14 この学則は、平成24年4月1日から施行する。なお、平成23年度入学生についての規定は、改正後の学則規定にかかわらず、なお、従前の例による。

15 この学則は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正)

16 この学則は、平成26年4月1日から施行する。(教育学研究科設置に伴う改正)

17 この学則は、平成27年4月1日から施行する。なお、第49条に規定する授業料について、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。(学校教育法改正に伴う改正及び学生納付金改正に伴う改正)

18 この学則は、平成28年4月1日から施行する。なお、平成27年度入学生についての規定は、改正後の学則規定にかかわらず、なお、従前の例による。(一部改正)

- 19 この学則は、平成29年4月1日から施行する。なお、平成28年度入学生についての規定は、改正後の学則規定にかかわらず、なお、従前の例による。（一部改正）
- 20 この学則は、平成30年4月1日から施行する。なお、平成29年度入学生についての規定は、改正後の学則規定にかかわらず、なお、従前の例による。（専門看護師の修了要件を満たすための改正）
- 21 この学則は、令和2年4月1日から施行する。なお、平成31年度（令和元年）以前に入学した者についても適用できることとする。（優れた研究業績を上げた者の修了要件の追加）
- 22 この学則は、令和3年4月1日から施行する。（授業の方法、入学前の履修単位等の認定、他の大学院における授業科目の履修、修了の要件及び認定の一部改正）

別表第1 教育課程表 大学院 看護学研究科 前期課程

授 業 科 目 の 名 称			必修選択の別	
			必 修	選 択
共 通 科 目		特別研究Ⅰ	2	
		特別研究Ⅱ	2	
		特別研究Ⅲ	2	
		特別研究Ⅳ	2	
		看護学研究法特論		2
		看護研究法Ⅰ		2
		看護研究法Ⅱ		2
		看護研究法Ⅲ		2
		看護理論特論		2
		看護倫理特論		2
		看護政策特論		2
		看護教育特論		2
		看護管理特論		2
		フィジカルアセスメント特論		2
		臨床薬理学特論		2
	病態生理学特論		2	
専 門 科 目	看 護 教 育 ・ 管 理 学 分 野	健康科学特論		2
		看護基礎教育特論		2
		看護基礎教育方法論特論		2
		適応看護理論特論		2
		看護援助技術論		2
		看護実習教育特論		2
		精神看護基礎教育特論		2
		精神看護基礎教育特別演習		2
		小児・青年期発達心理特論		2
		母子看護基礎教育方法論特論		2
	母子看護基礎教育方法特別演習		2	
	看 護		看護管理特論Ⅰ（人的資源管理）	
		看護管理特論Ⅱ（組織マネジメント）		2

	管理領域	看護管理特別演習Ⅰ 看護管理特別演習Ⅱ		2 2
臨床看護学分野	成人看護学領域	クリティカルケア看護学特論Ⅰ（人間存在）		2
		クリティカルケア看護学特論Ⅱ（危機とストレス）		2
		クリティカルケア看護学特論Ⅲ（フィジカルアセスメント）		2
		クリティカルケア看護学特論Ⅳ（重症患者の病態生理）		2
		クリティカルケア看護学特論Ⅴ（クリティカルケア・治療管理）		2
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ		2
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ		2
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ		2
		クリティカルケア看護学演習Ⅳ		2
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ		2
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ		2
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ		2
		クリティカルケア看護学実習Ⅳ		2
		クリティカルケア看護学実習Ⅴ		2
	高齢者看護学領域	高齢者看護学特論Ⅰ（高齢者看護の基盤）		2
		高齢者看護学特論Ⅱ（高齢者の健康生活評価）		2
		高齢者看護学特論Ⅲ（高齢者の疾患と検査、治療）		2
		高齢者看護学特論Ⅳ（高齢者と家族）		2
		高齢者看護学特論Ⅴ（高齢者制度・政策とサポート）		2
		高齢者看護学演習Ⅰ		2
高齢者看護学演習Ⅱ			2	
高齢者看護学実習Ⅰ			4	
高齢者看護学実習Ⅱ			4	
高齢者看護学実習Ⅲ			2	
広域看護学分野	在宅看護学領域	在宅看護学特論		2
		在宅看護学演習		2
	学校保健看護学	学校保健看護学特論		2
		学校保健看護学演習		2

護 学 領 域			
地 域 看 護 学 領 域	公衆衛生学特論 公衆衛生看護学特論 地域保健政策論 国際感染症特論 国際看護学特論 国際看護特別演習		2 2 2 2 2 2

以下の要件を満たして30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、審査に合格すること。

- ・特別研究8単位は必修。
- ・共通科目から選択科目8単位以上修得する。
- ・専門科目は専攻する分野から10単位以上、専攻以外の分野から4単位以上修得する。

別表第2 教育課程表 大学院 看護学研究科 看護学専攻 後期課程

授業科目の名称		必修選択の別	
		必修	選択
看護学共通	看護学研究特論	2	
臨床看護学分野	母子看護学領域	母子看護学特論	2
		母子看護学特別演習	2
	成人看護学領域	成人看護学特論	2
		成人看護学特別演習	2
	高齢者看護学領域	高齢者看護学特論	2
		高齢者看護学特別演習	2
広域看護学分野	在宅・地域看護学領域	在宅・地域看護学特論	2
		在宅・地域看護学特別演習	2
看護学近接科学	特別講義Ⅰ(人体構造機能・薬物代謝)		2
	特別講義Ⅱ(放射線環境・住環境)		2
	特別講義Ⅲ(栄養代謝・生体物質科学)		2
看護学特別研究	看護学特別研究Ⅰ	2	
	看護学特別研究Ⅱ	2	
	看護学特別研究Ⅲ		2

修了するには、看護学研究科所定の科目12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。但し、科目履修については以下の要件を満たすこと。

1. 「看護学研究特論」は、本学博士後期課程の教育目的に関わる科目であり、研究の方向性に関わるので全学生が履修する（必修）。

2. 自分が志向する領域を指導教員と打ち合わせながら4つの領域「母子看護学」、「成人看護学」、「高齢者看護学」、「在宅・地域看護学」から一つ選択し、履修する（選択必修）。
3. 自分が取り組む研究課題を発展させるために、選択科目の「特別講義」を選択することができる。特別講義は、健康に関係する近接科学に関する科目であり、学際的教育研究を推進するため開講している。
4. 「看護学特別研究Ⅰ・Ⅱ」は必修選択、論文指導については、主指導教員は看護学教員1名、副指導教員は2名とし、必要に応じて学際的教育研究に関する専任教員1名を副指導教員とすることができる。

別表第3 教育課程表 大学院 教育学研究科 子ども学専攻 博士前期課程

領域		授業科目の名称	修得区分		
			必修	選択	
子ども学基礎科目		子ども学特論	2		
		子ども学演習	2		
		子どもの心理学特論		2	
		子どもの心理学演習		2	
		子どもの健康科学特論		2	
		子どもの健康科学演習		2	
子ども学発展科目	教育支援関連科目	子ども特別支援教育特論		2	
		子ども特別支援教育演習		2	
		発達障害の生理・病理特論		2	
		子育て支援演習		2	
		コミュニティ実践演習		2	
		子どもの音楽療法演習		2	
	教科・教職実践関連科目	表現活動特論		2	
		子どもと言葉演習		2	
		子どもと社会生活演習		2	
		子どもと自然・数理演習		2	
		子どもと衣食住演習		2	
		子どもと音楽活動演習		2	
		子どもと造形活動演習		2	
		子どもと身体活動演習		2	
		教職実践学特論		2	
		教育制度特論		2	
		専門研究科目	子ども学特別研究Ⅰ	2	
			子ども学特別研究Ⅱ	2	
子ども学特別研究Ⅲ	2				

修了するには、以下の要件を満たして30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、審査に合格すること。

1. 必修科目12単位を修得する。
2. 選択科目18単位以上修得する。

別表第4 教育課程表 大学院 教育学研究科 子ども学専攻 博士後期課程

領域		授業科目の名称	必修選択の別	
			必修	選択
子ども学理論領域	教育学	子ども学理論講究Ⅰ（教育学）		2
		子ども学理論講究Ⅱ（教科教育学）		2
		子ども学理論考究Ⅲ（教科教育学）		2
	教育臨床	子ども臨床学講究Ⅰ（発達心理）		2
		子ども臨床学講究Ⅱ（教育心理）		2
		子ども臨床学講究Ⅲ（特別ニーズ教育）		2
	大学教員養成	大学教員実習		2
子ども学実践領域	表現活動	子ども表現実践学講究Ⅰ（音楽）		2
		子ども表現実践学講究Ⅱ（造形）		2
		子ども表現実践学講究Ⅲ（身体）		2
		子ども表現実践学講究Ⅳ（言葉）		2
専門研究科目		子ども学特別考究Ⅰ	2	
		子ども学特別考究Ⅱ	2	
		子ども学特別考究Ⅲ		2

修了するには、以下の要件を満たして14単位以上を修得し、かつ、博士論文を提出し、審査に合格すること。

1. 必修科目4単位を修得する。
2. 選択科目10単位以上修得する。
3. 選択科目10単位のうち、子ども学実践領域から1科目2単位以上を修得する。

規程番号：U10010